

伊丹市農業賞表彰要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、農業に係る個人の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(資 格)

第2条 表彰は、本市に居住している農業関係者で次の各号のいずれかに該当するものについて行う。

(1) 農業に15年以上従事し、伊丹市中核農家登録制度実施要綱に基づく中核農家の登録又は伊丹市農業経営改善計画認定要綱に基づく農業経営改善計画の認定を受けており、農業に関する功績が顕著な者

(2) 多年にわたり後進の育成又は農業団体等の指導に努め、その功績が顕著な者

(3) その他市長が特に表彰を必要と認める者

(推 薦)

第3条 農業団体の長又は地区農会の長は、前条各号に該当する者があると認めるときは毎年、市長が定める日までに伊丹市農業賞表彰被表彰者推薦書(様式第1号。以下「推薦書」という。)を市長に提出するものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者の決定は、前条の規定に基づき推薦された者の中から次条に定める選考委員会の審議を経て、市長が決定する。

(選考委員会)

第5条 選考委員会は、次の者で組織する。

委員長 副市長

副委員長 都市活力部長

委員 伊丹市農業委員会会長

兵庫六甲農業協同組合代表者

伊丹市農会長会会長

(被表彰者の人数)

第 6 条 被表彰者の人数は、毎年度 5 人以内とする。

(通 知)

第 7 条 市長は、被表彰者を決定したときは、被表彰者および第 3 条の推薦書を提出した農業団体の長又は地区農会の長に対し文書で通知するものとする。

(表彰の方法及び期日)

第 8 条 表彰は、市長が表彰状を授与して行う。

2 表彰は、年 1 回市長が別に定める日に行う。

(農業従事期間の計算)

第 9 条 第 2 条第 1 号に規定する農業従事期間は、農業に従事した日から毎年 9 月 30 日までとする。

(該当者死亡の際の措置)

第 10 条 表彰該当者が表彰前に死亡したときは、表彰状を遺族に交付する。

(細 則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 8 年 4 月 24 日から施行する。

(伊丹市優良農業者表彰要綱の廃止)

2 伊丹市優良農業者表彰要綱は、廃止する。

付 則

1 この要綱は、令和元年 11 月 19 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和 3 年 2 月 4 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和 6 年 6 月 17 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和 7 年 3 月 5 日から施行する。